

進路だより

『夢をかなえるために……』

札幌市立東白石中学校
第3学年 進路係
第79号
2026年1月22日発行

出願変更について

みなさんには3学期の始業式までに、公立高校の願書を提出してもらいました。そしてこの先の日程として、1月26日（月）の10:00に北海道教育委員会から出願状況の発表があり（新聞発表は次の日の朝刊になると思われます）、27日（火）からは一般入試出願者の出願変更の受け付けが始まります（自己推薦で出願した人は出願変更できません）。

1月に行われた進路説明会の資料にも載せておきましたが、出願変更は、保護者の方に高校へ行っていただいて、手続きするようにお願いしています。手続きの締め切りは2月2日（月）の午後4時となっていますが、高校へ提出するための様々な書類の準備が必要になりますので、出願変更を希望する人は1月30日（金）の朝までに担任の先生に連絡してください（地方の学校へ出願変更する場合は、書類の郵送が必要になりますので、1月29日の朝までに連絡してください）。

以下に、出願変更についての説明を載せておきます。不明な点があれば、すぐに担任の先生に問い合わせてください（具体的な手続きの方法は、出願変更希望者の保護者の方に直接お伝えします）。

1. 一般の場合

(1) 出願者は、当初出願した高等学校の同一課程の他の学科（例えば、札幌工業高校全日制機械科⇒全日制土木科）、または他の高等学校の同一課程の学科（例えば、札幌南高校全日制普通科⇒札幌国際情報高校全日制国際文化科）に1回出願変更することができる。清田高校・平岸高校への出願者が他のコースへ出願変更することや、大通高校への出願者が他の部へ出願変更することも認められる。

※要するに、全日制⇒全日制、定時制⇒定時制であれば、どの学科からどの学科へでも出願変更できるということです。ただし、全日制⇒定時制、定時制⇒全日制という出願変更はできません。

(2) 当初出願した高等学校内で同一課程の他の学科に出願変更する場合は、第1志望を変更しなければならない。

※例えば、札幌啓成高校の理数科を第1志望にして、普通科を第2志望にしなかった人が、出願変更の際に第2志望だけを付け加えることはできません。また、札幌東商業高校へ第1志望流通経済科、第2志望国際経済科、第3志望情報処理科で出願した人が、第2志望だけを会計ビジネス科に変更したいとか、第2志望と第3志望を入れ替えたいというような変更はできないということです。第1志望と第2志望を入れ替えたり、第1志望を国際経済科に変更する際に、それまで希望していなかった会計ビジネス科を、第2志望にすることはできます。

2. 特別の場合（高校側の判断により、選抜に支障のない限り認められる）

(1) 当初の出願先が全日制普通科の場合

出願後に保護者の住所が他の学区（本校は石狩学区以外）に移った場合、新住所の全日制普通科または、通学可能な普通科以外の全日制の学科に出願変更することができる（出願変更しない場合は、%枠の適用を受ける）。

(2) 当初の出願先が全日制の普通科以外の学科の場合

出願後、保護者の住所移転に伴い、新住所から通学可能な高校に出願変更しようとする場合、全日制課程の全学科に出願変更することができる。ただし、全日制課程の普通科に出願変更する場合は、新住所の学区と移転前の住所の学区が異なる場合のみ出願変更することができる。

(3) 全日制課程の全学科

保護者の転勤（内定）などに伴い、令和8年4月7日（火）までに住所移転が確定な場合、上記の(1)・(2)の内容と同様に出願変更することができる。この場合、転勤（内定）証明書などの証明書類が必要となる。

また、出願後において特別な事情が生じた場合は、定時制への出願変更が認められる（経済的な事情が基本になるが、特別な事情に当たるかどうかの判断は、当初出願先高校と出願変更先高校の校長の協議による）。

(4) 当初の出願先が定時制の場合

出願後において、就職の決定（内定を含む）または保護者の住所移転に伴い、他の高校の定時制課程に出願変更しようとする場合、学科を変更することができる。

※上記(1)～(4)のケースは、高校側が特別な場合として認めてくれないと出願変更できません。とにかく出願後に転居が決まつたら（道内に限ります）、直ちに中学校へ相談してください。ただし、転居によって学区が変わることが基本なので、石狩管内で転居しても認められないケースの方が多いと思います。